

令和6年9月27日

令和6年9月20日からの大雨による被害に係る
普通交付税(11月定例交付分)の繰上げ交付

総務省は、令和6年9月20日からの大雨により多大な被害を受けた地方公共団体に対し、地方交付税法第16条第2項の規定に基づき、11月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰り上げて交付することとしました。

1 対象団体 6団体(3市3町)

石川県 七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町

2 繰上げ交付額

石川県	七尾市	656百万円	輪島市	613百万円
	珠洲市	371百万円	志賀町	232百万円
	穴水町	225百万円	能登町	511百万円
合 計				2,608百万円

3 日程

令和6年9月27日(金) 交付決定

令和6年9月30日(月) 現金交付

<参考>

- ・ 普通交付税の定例の交付時期は、4月、6月、9月及び11月(地方交付税法第16条第1項)
- ・ 普通交付税の繰上げ交付は、災害により多大な被害を受けた地方公共団体における資金繰りを円滑にするために、定例の交付時期を繰り上げて交付するもの
- ・ 11月定例交付額の30%を交付

自治財政局財政課 畑中、藤原、神野
TEL 03-5253-5111(代表)
TEL 03-5253-5612(直通)